豊かな明日をささえるために

―国民年金は、世代と世代の助け合い―

わが国は現在、世界でも例のないスピードで高齢化社会へと進んでおり、高齢者（65歳以上）の人口は1,500万人弱となっており、30年後には4人に1人が65歳以上となると推計されています。

このような状況のなかで、老後の生活の主柱となる公的年金制度の果たす役割は、私たちが明るく健やかな老後を過ごすために、欠かすことのできないものとしてますます重要なものになってきています。

国民年金は、みんなが加入することでお互いに助け合って成り立っている制度であると同時に、やがて誰にでも訪れる老後を安心して過ごせるように、世代間で助け合う制度でもあるのです。

みんなが加入する「国民年金」手続きはお済みですか？

わが国の平均寿命は年々伸びており、今や世界一の長寿国となっています。

将来、現役を引退して長い老後を安心して暮らしていくために、今から老後の設計を立てておくことが大切です。また、思わぬ病気やけがで障害者になったり、一家の働き手を失ってしまうことも、ないとは言い切れません。そんな老後の保障や、いざというときに暮らしを支えてくれるのが**「国民年金」**です。

国民年金には、国内に住む二十歳以上六十歳未満のすべての人が加入します。年金というと、一般的には会社員は厚生年金、公務員は共済組合、そして自営業や農業を営む人が国民年金、と思われている人が多いと思います。

しかしこれらの方はすべて、公的年金の基盤である「国民年金」の加入者なのです。

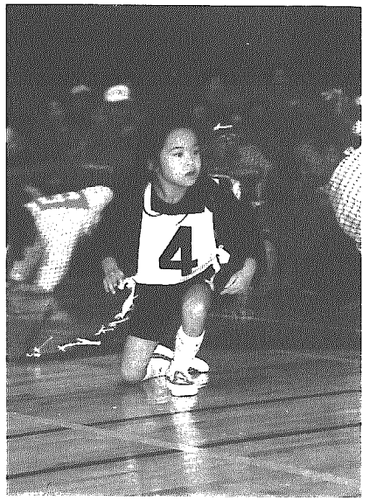

年金制度は、若い世代が保険料を納めてお年寄りの世代の年金を支え、それが同時に自分自身の年金につながる**「世代と世代の助け合い」**の仕組みになっています。

国民年金にまだ加入していない方は、必ず加入してみんなで国民年金制度を育てていきましょう。

国民年金の保険料が一〇、五〇〇円に変わります

国民年金の保険料は、平成五年四月分から**月額一〇、五〇〇円**になります。

完全物価スライド制により、平成五年度も年金支給額が引き上げられます。それに伴って保険料も引き上げられるものです。

年金制度を将来的に安定したものとするためには、年金給付と保険料のバランスが保たれなければなりません。

だれもが安心して老後を迎えることができるよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします

自営業者の方々へ…

知っておきたい年金プラン 国民年金基金制度

自営業者の方々の老後の生活をより豊かにするために、平成三年四月から〝国民年金基金制度〟がスタートしました。

これからの高齢化社会に備えて、みなさんも国民年金基金に加入して、老後の年金プランをさらに充実したものにしませんか。

●加入できる人は？

本人の希望により、国民年金の第一号被保険者の方のみ加入できますが、次の人は加入できません。

❶国民年金の保険料を免除されている人 ❷農業者年金基金に加入している人、または加入すべき人

●毎月の掛金は？

掛け金の上限は一人月額六万八千円で、この範囲内で何口でも加入できます。（年齢等による特例もあります）

●基金の給付は？

終身年金（A型、B型、C型）と確定年金（I型、II型、III型）の六種類の中から、加入する人が型と加入口数を選択します。

●税金の特典あり！

掛金は全額社会保険料の控除対象となり、所得税・住民税が軽減されます。また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されます。

※加入手続きはお早めに！

保険料が割り引きになる〝前納制度〟をご存知ですか

国民年金に加入している皆さん、保険料はきちんと納めていますか。自営業者の方など国民年金の第一号被保険者は、自分で保険料を納めなければなりません。

保険料は、役場から送られてくる納付書で毎月納めることになっていますが、「前納」といって、一定の期間分をまとめて納めることもできます。この方法ですと、毎月保険料を納める手間が省けますし、納め忘れの防止にもなります。

また、納める保険料の額は、複利現価法で年利五分五厘の割り引きになります。例えば、平成五年四月から平成六年三月までの一年間毎月納めると一二六、〇〇〇円ですが、前納すると一二二、九六〇円となり、三、〇四〇円の割り引きになります。

ぜひ、便利でお得な前納制度をご利用ください。

今年度の未納はありませんか ～国民年金保険料～

三月は年度末ですね。国民年金も三月が年度末です。昨年四月からの一年間の締めくくりの月です。

そこで、一年間の国民年金保険料を点検してみてください。ついうっかり納め忘れていたとか、口座振替のはずが引き落とされずにいる保険料はありませんか。

『ほんの二～三か月くらいの未納月数なんて…』と思っている方もおいでかもしれませんが、万一事故に遭ったときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けれなくなったり（事故前の一年間に未納があると受けられない場合もあります）、将来に備えての老齢基礎年金を受けられなくなってしまう危険もあります。

もう一度よく確かめ、未納があったらすぐに納めましょう。

住所を変更したら国民年金の届出も忘れずに

春は、卒業・就職・転勤そして結婚のシーズンですね。それは〝引越し〟のシーズンをも意味しています。

役場の戸籍係へ転入（転出）届の手続きをする時には、年金係にも必ず立ち寄って転入（転出）届を提出しましょう。

あなたや家族が国民年金に加入（自営業者等で第一号被保険者として国民年金保険料を納めている・サラリーマンの奥さん等で第三号被保険者として届出してある）していると きは**『被保険者住所変更届』**が必要です。この届がないと、住所地が分からないため納付書が届かず、保険料が納められなくなって未納期間が多くなり、最悪な場合には、年金を受けることができなくなります。

また、現に年金を受けているときは**『受給権者住所変更届』**を管轄の社会保険事務所へ提出しなければなりません。この届がないと、支払いそのものができなくなる場合も生じます。この届用紙（ハガキ）は、役場に備えてありますので、忘れずに受けとってください。

住所を変更したときは、忘れずに国民年金の届出もしましょう。

なお、国民年金についての詳しいお問い合わせは、**岩室村住民福祉課年金係**（☎82―四一一内線一一七）までお気軽にどうぞ。

保険料の免除制度

経済的な理由などから、どうしても保険料が納められないときは、保険料が免除されることがあります。その場合、免除を受けた期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額の計算の際には3分の1だけの算入となりますので、その分減額されます。

『免除には2種類あります』

法定免除　役場に届け出ることによって、その間の保険料は自動的に免除されます。

- 生活保護法による生活扶助、らい予防法の生活援助を受けているとき。
- 障害基礎年金、被用者年金の障害年金などを受けることができるとき。

など。

申請免除　県知事に申請して承認を受けると、保険料が免除されます。

- 所得がないとき、または地方税法上の障害者・寡婦で年間所得が一定額以下のとき。
- その他保険料を納付することが困難な特別の理由があるとき。

など。

国民年金一問一答

国民年金について、ちょっと気になる質問にお答えします。

Q 学生が就職して厚生年金に加入したときの手続きは？

A 国民年金の被保険者は、次の三種類に分けられます。

第一号被保険者…自営業者や学生

第二号被保険者…厚生年金や共済組合の加入者

第三号被保険者…第二号被保険者の被扶養配偶者

学生の場合は第一号被保険者ですが、就職することにより第二号被保険者に変わることになります。

この場合の手続きですが、厚生年金に加入する手続きは就職先の会社の方が行いますが、国民年金については、種別変更の届け出をご自分でしなければなりません。

就職しましたら、年金手帳と印鑑を持参のうえ、**役場住民福祉課年金係**（☎82―四一一内線一一七）に届け出てください。

Q 生命保険などの「個人年金」と、どこが違うのですか？

A 民間会社の個人年金は、設計はどうあれ貯蓄の一つです。民間会社ですから営利を目的としているのに対し、国民年金の管理運営には国が責任をもってあたり、年金を支給するときは、みなさんの保険料分のほかに国が三分の一を負担します。